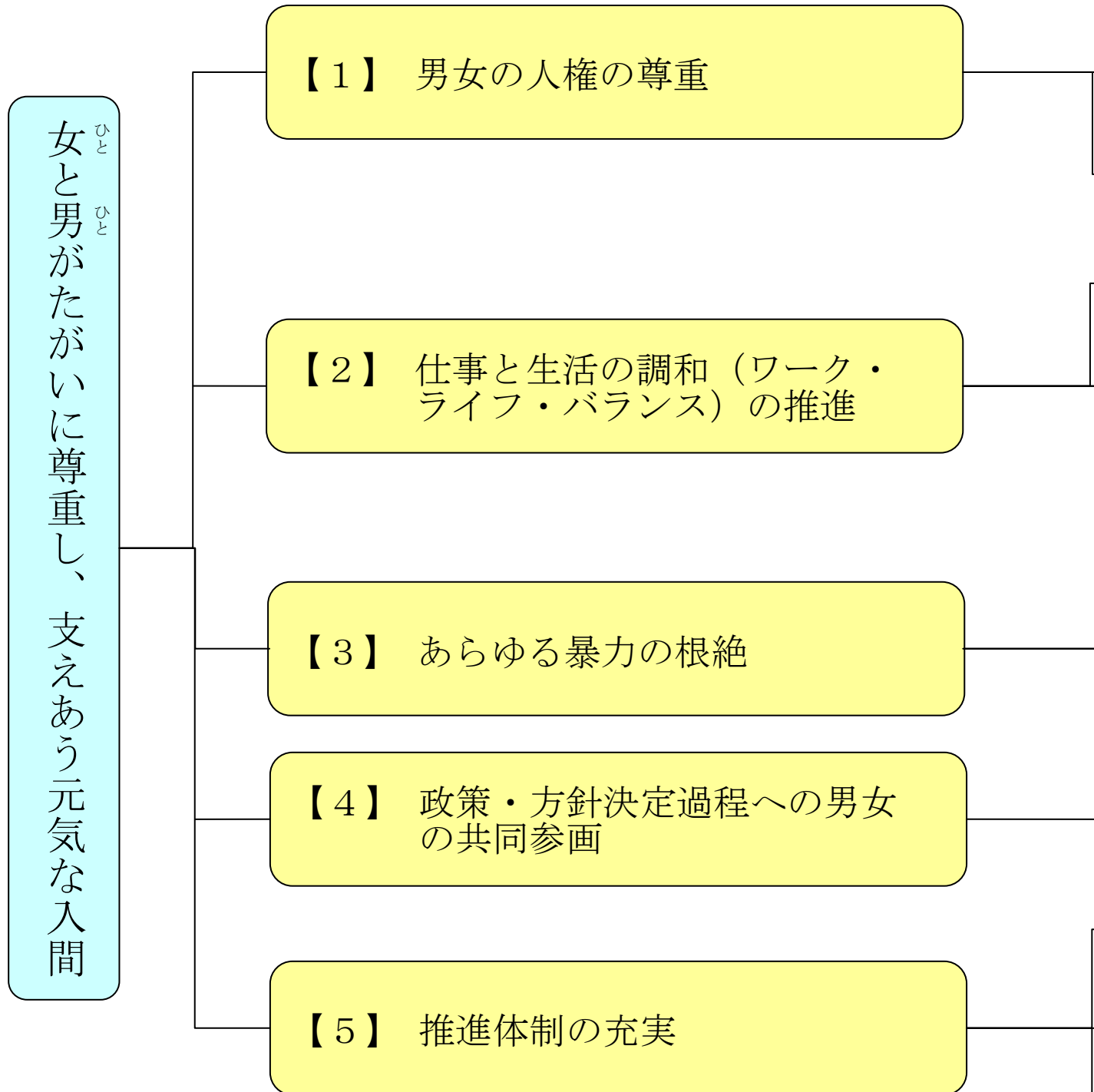


# 第3章 プランの内容

女と男がたがいに尊重し、支えあう元気な人間

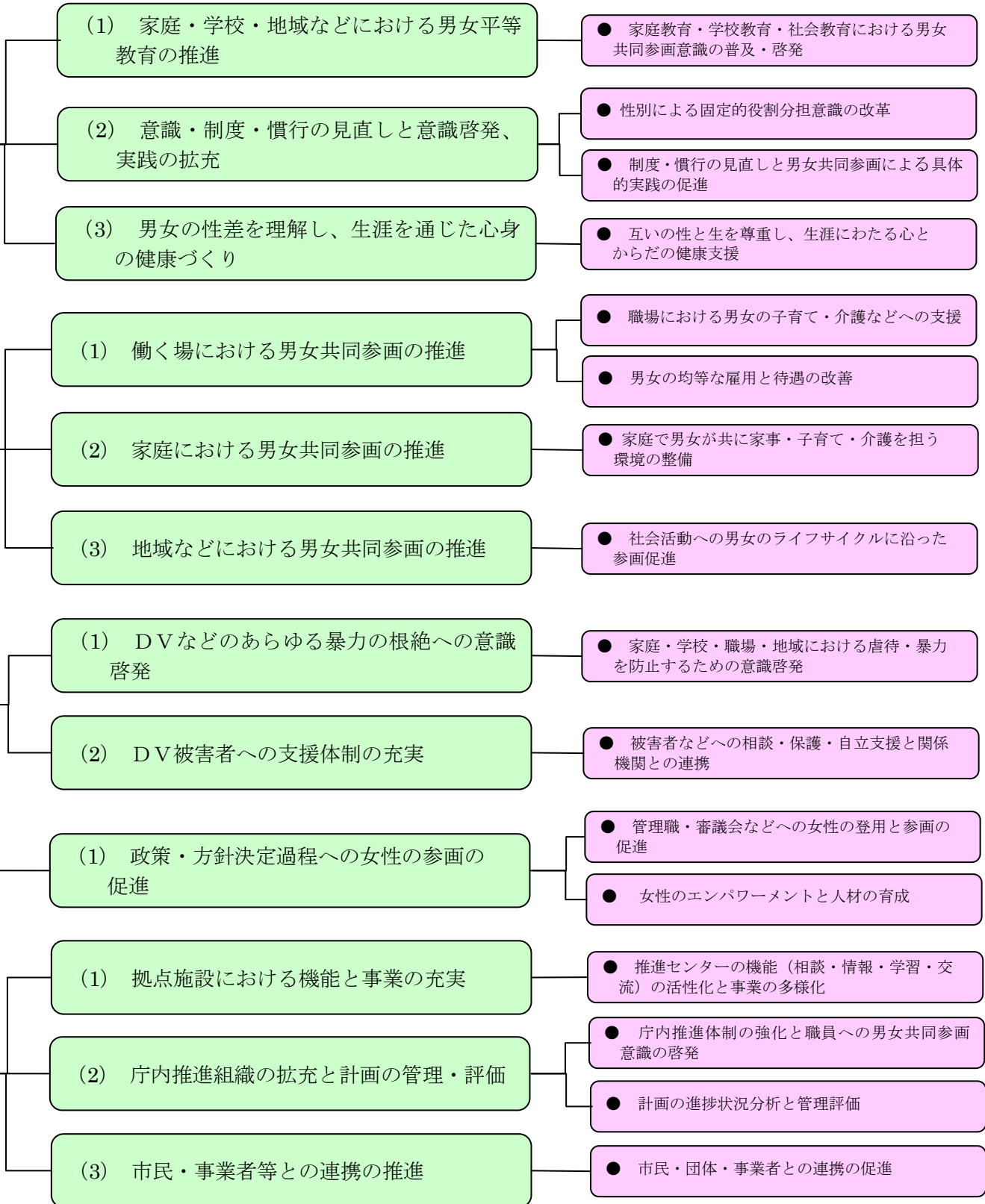
## プランの体系

### 〈基本目標〉



〈課題〉

〈施策の方向〉



基本目標  
【1】

## 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、「元気な入間」を目指す入間市にとって重要な課題です。

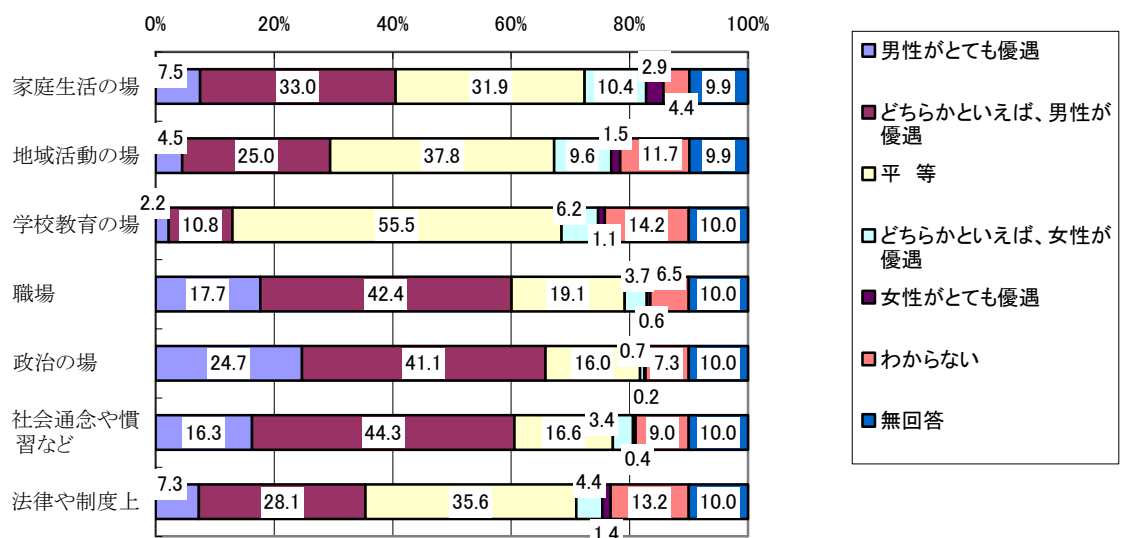
しかしながら、現状では家庭・地域・職場などにおける男女の不平等感は依然として残っており、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革が求められています。

性別による固定的な役割分担意識や男性優位の考えに基づく制度・慣行を見直し、男女共同参画社会を実現するための意識啓発や教育活動等を推進していきます。

### ◎男女の地位の平等感

「平等」とした割合が最も高いのは「学校教育の場」で55.5%となっている。

「平等」とした割合が最も低いのは「政治の場」で16.0%となっている。



(平成 22 年度男女共同参画社会に向けての市民意識調査より)

## 課題（1）

## 家庭・学校・地域などにおける男女平等教育の推進

人権意識や男女平等意識を育てるために、幼い頃から家庭や学校などでの教育の果たす役割は重要なものであるといえます。また社会教育の取組において男女平等教育を推進していきます。

## 施策の方向

## 家庭教育・学校教育・社会教育における男女共同参画意識の普及・啓発

男女共同参画社会に向けての市民意識調査によると、学校教育の場では平等になっているとした割合が高く、引き続き男女平等意識の育成を図っていきます。また、家庭・地域などにおいて男女共同参画意識を高めるため普及・啓発の取組を推進していきます。

## 【主な取組】

- ①年齢に応じた男女平等教育の推進 [学校教育課]
- ②一人ひとりの違いを大切にする教育の推進 [学校教育課]
- ③男女平等の視点を取り入れた学校行事の推進 [学校教育課]
- ④標語、ポスター等のコンクールの実施 [自治文化課・学校教育課]
- ⑤教職員研修の充実 [学校教育課]
- ⑥教職員への情報提供 [自治文化課・学校教育課]
- ⑦体験学習を通じた男女平等教育の推進  
[職員課・自治文化課・学校教育課]
- ⑧学習機会の提供 [自治文化課・生涯学習課・公民館]
- ⑨教育・研究機関との連携による啓発活動の充実  
[自治文化課・生涯学習課]

## 課題（2）

## 意識・制度・慣行の見直しと意識啓発、実践の拡充

男女の人権の尊重のためには、性別に関係なく個性と能力を認め合うことが大切です。そこで、これまでの思考や行動にとらわれることなく、男女が対等の立場で活動するための取組を推進します。

**施策の方向**

**性別による固定的役割分担意識の改革**

男女が性別にとらわれずに一人ひとりの能力を発揮して支えあうことを意識し、活動できるよう啓発活動を推進します。

**【主な取組】**

- ①ポスター、ちらし、冊子等啓発物の発行 [自治文化課]
- ②市主催事業での啓発活動の実施 [自治文化課]
- ③多様なメディアを活用した啓発活動の実施 [広報広聴課・自治文化課]

**施策の方向**

**制度・慣行の見直しと男女共同参画による具体的実践の促進**

これまでの制度や慣行を新たな視点で見直し、具体的な活動に反映するよう努めます。

**【主な取組】**

- ①先進事例の紹介 [自治文化課・生涯学習課・公民館]
- ②男女共同参画の視点を取り入れた事業の見直しと意識啓発の推進 [自治文化課]

**課題（3）**

**男女の性差を理解し、生涯を通じた心身の健康づくり**

男女が性差を理解し、他人を思いやること、生命の大切さを理解することが大切です。心と体両面での健康づくりを推進していきます。

**施策の方向**

**互いの性と生を尊重し、生涯にわたる心とからだの健康支援**

いつもパートナーや家族の健康に関心を持ち健康で豊かな明るいまちづくりのために子育て支援、心の健康相談を充実します。

**【主な取組】**

- ①市民の心の健康相談の充実 [市民生活課・健康福祉課]
- ②母子保健事業の充実 [親子支援課]
- ③女性の悩みごと相談の充実 [自治文化課]
- ④生活習慣病予防対策の充実 [健康福祉課]
- ⑤健康づくりに関する事業の充実及び意識の啓発 [健康福祉課]
- ⑥互いの性と生を理解し、尊重する教育の推進 [学校教育課]

数値目標

- ◇ 男女の地位が社会通念や慣習などで平等と感じる人の割合

16.6% (現状値) → 25.0% (目標値)

- ◇ 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について  
「そうは思わない」、「どちらかといえばそう思わない」人の割合

53.9% (現状値) → 70.0% (目標値)

基本目標  
【2】

## 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

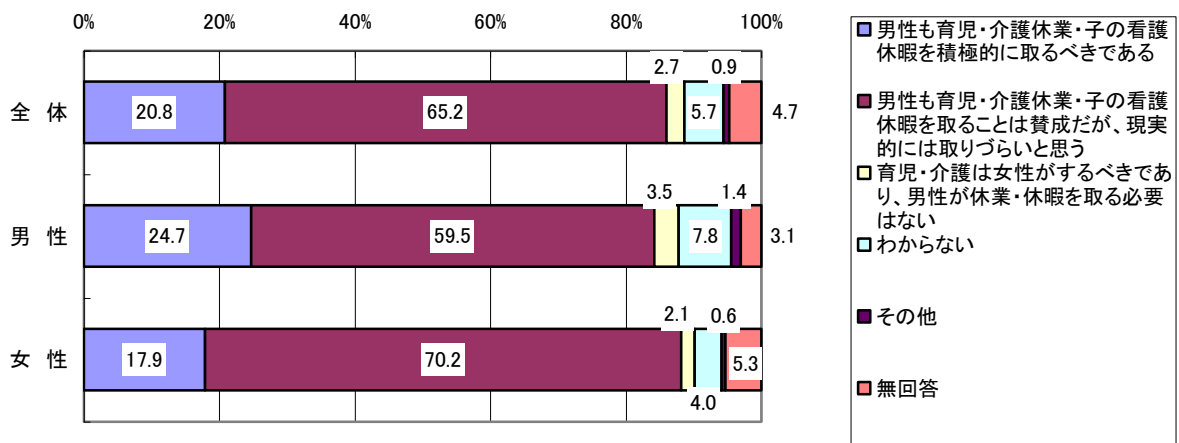
男女が共に、経済的にも精神的にも自立し、豊かな生活を送るためには、男女一人ひとりが、それぞれの状況に応じ、仕事と家庭生活や地域などでの活動のバランスを選択できる社会の実現が望まれます。

そのためには、職場、家庭、地域などにおいて、男女が共に働き、共に育児や介護等の家庭での役割を担うことへの理解と環境づくりが大切です。

あらゆる場において男女共同参画を推進し、仕事と家庭生活や地域などでの活動を両立できる仕組みづくりなど支援体制の充実に努めていきます。

### ◎育児・介護休業等の制度の活用

育児や家族の介護を行うために、育児休業・介護休業・子の看護休暇を取得することについて聞いたところ、65.2%の方が「男性も育児・介護休業・子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」と回答している。



(平成22年度男女共同参画社会に向けての市民意識調査より)



## 課題（1）

## 働く場における男女共同参画の推進

仕事と家庭を両立させながら働き続けることのできる職場づくりは、男女共同参画社会の実現にとって大切です。子育てや介護を社会全体の問題として認識し、意欲を持ち安心して働ける環境を整えます。

## 施策の方向

## 職場における男女の子育て・介護などへの支援

男女が働きながら、安心して子育てや介護を行えるよう、社会の理解を深めるとともに、支援策を整備します。

## 【主な取組】

- ①働く女性・働きたい女性への情報提供及び交流の場の提供  
[商工課・自治文化課]
- ②職業訓練の推進 [商工課]
- ③事業所内保育施設設置の支援策の検討 [商工課・児童福祉課]
- ④長時間労働の是正の促進 [職員課・商工課]
- ⑤男性の育児休業取得の促進 [職員課・商工課]
- ⑥男女の介護休業取得の促進 [職員課・商工課]
- ⑦地域活動のための休暇の普及促進 [職員課・商工課]
- ⑧子育てに関する休業、休暇制度の周知 [職員課・商工課]
- ⑨仕事と家庭の両立についての啓発活動の推進  
[職員課・商工課・自治文化課]
- ⑩相談窓口の充実 [商工課・自治文化課]
- ⑪子育て支援策を展開している事業所の紹介  
[広報広聴課・商工課・自治文化課]

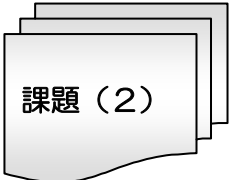
## 施策の方向

## 男女の均等な雇用と待遇の改善

性別にかかわらず平等な待遇を受けられるよう啓発活動を行うことにより、男女が意欲を持ち、安心して働ける環境づくりを推進します。

## 【主な取組】

- ①先進事例の紹介 [商工課・自治文化課]
- ②能力に応じた登用の促進 [職員課・商工課]
- ③男女比を考慮した採用の推進 [職員課・商工課]
- ④男女雇用機会均等法の周知 [商工課]
- ⑤経営者・管理職を対象とした研修、講座の開催 [職員課・商工課]



課題（2）

## 家庭における男女共同参画の推進

家庭において、男女が共に協力し合い、家族の一員として責任をはたしていくことが大切です。そこで、家庭での家事、育児、介護等への固定的な役割分担意識を解消し、男女がお互いを思いやり、共同で家庭生活を行えるよう支援します。



施策の方向

### 家庭で男女が共に家事・子育て・介護を担う環境の整備

家庭の中で男女が互いを思いやり、対等な関係で家庭生活を営むことができるよう環境を整備します。

#### 【主な取組】

- ①男女が共同で行う家事、育児、介護講座等の開催  
[自治文化課・親子支援課・健康福祉課・公民館]
- ②保育施設の整備・充実 [児童福祉課]
- ③学童保育室等の整備・充実 [児童福祉課・生涯学習課]
- ④介護支援制度の充実 [高齢者福祉課・障害福祉課]
- ⑤子育て支援事業の充実 [自治文化課・児童福祉課]
- ⑥子育て相談窓口の充実 [児童福祉課・親子支援課]
- ⑦地域の子育て支援体制の充実 [児童福祉課]
- ⑧ひとり親への支援の充実 [児童福祉課]



課題（3）

## 地域などにおける男女共同参画の推進

豊かで活力があり、安全安心なまちづくりを推進するためには、男女が地域などにおける活動を無理なく行えるような環境づくりが必要です。そこで、地域の連帯感を深め、問題意識や課題などを共有し活動できるよう環境を整備します。



施策の方向

### 社会活動への男女のライフサイクルに沿った参画促進

男女がそれぞれのライフサイクルに応じ、社会活動に参画できるよう基盤づくりを促進します。

#### 【主な取組】

- ①地域活動への参画促進 [自治文化課・高齢者福祉課]

②NPO、ボランティア団体との協働による社会参画の推進

[自治文化課]

③生涯学習事業の充実 [生涯学習課・公民館]

④男女共同参画の視点に立った防災・防犯事業の推進 [防災防犯課]

数値目標

◇ 男性も育児・介護休業・子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う人の割合

65.2% (現状値) → 50.0% (目標値)

基本目標  
【3】

あらゆる暴力の根絶

配偶者など親密な間柄で行われる暴力（ドメスティック・バイオレンス）や職場などにおける性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）は、深刻な人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為です。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの防止は、男女が互いの性差を理解し、人権を尊重する男女共同参画社会の実現にとって重大な課題です。

すべての人が安心して暮らせるように、あらゆる暴力の防止と被害者の救済・支援に向けて、関係部署、機関と連携を図りながら意識啓発や体制強化に努めていきます。



※ 施策の方向は、「DV防止法」に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画」に相当します。

## 課題（1）

## DVなどのあらゆる暴力の根絶への意識啓発

DVなどのあらゆる暴力は、身近にある重大な人権侵害であることを理解し、あらゆる暴力の根絶された社会を実現するために意識啓発を行います。

## 施策の方向

家庭・学校・職場・地域における虐待・暴力を防止するための意識啓発

あらゆる暴力を根絶するためには、暴力は決して許されることがないことを理解して、正しい知識を身につけることが大切です。そこで、学校における人権教育の充実、家庭・職場・地域への啓発・学習機会の推進に努めます。

## 【主な取組】

- ①学校におけるDVを許さない人権教育の推進 [学校教育課]
- ②DVの現状・DV防止法の周知 [自治文化課・児童福祉課・学校教育課]
- ③セクシュアル・ハラスメント防止、DV防止の啓発 [職員課・商工課]

## 課題（2）

## DV被害者への支援体制の充実

安心して相談が出来るように相談体制の充実を図ります。また、被害者に対して適切な対応が出来るように支援体制の充実に努めます。

## 施策の方向

被害者などへの相談・保護・自立支援と関係機関との連携

被害者に対する助言・情報提供、保護など適切な対応がとれるように関係機関との連携を強化します。また安心して被害者が地域で生活できるように、自立に向けての支援の充実に努めます。

## 【主な取組】

- ①女性悩みごと相談と市民相談窓口等の連携強化・関係機関との協力  
[自治文化課]
- ②被害者への相談窓口の充実  
[自治文化課・児童福祉課・障害福祉課・高齢者福祉課]
- ③被害者への生活支援の充実  
[生活福祉課・児童福祉課・障害福祉課・高齢者福祉課]
- ④被害者への健康支援の充実 [親子支援課・健康福祉課]
- ⑤被害者への就労支援の充実 [商工課・児童福祉課]

⑥被害者への住宅支援の充実 [営繕課]

⑦被害者に関する個人情報の保護【市民課・保険年金課】

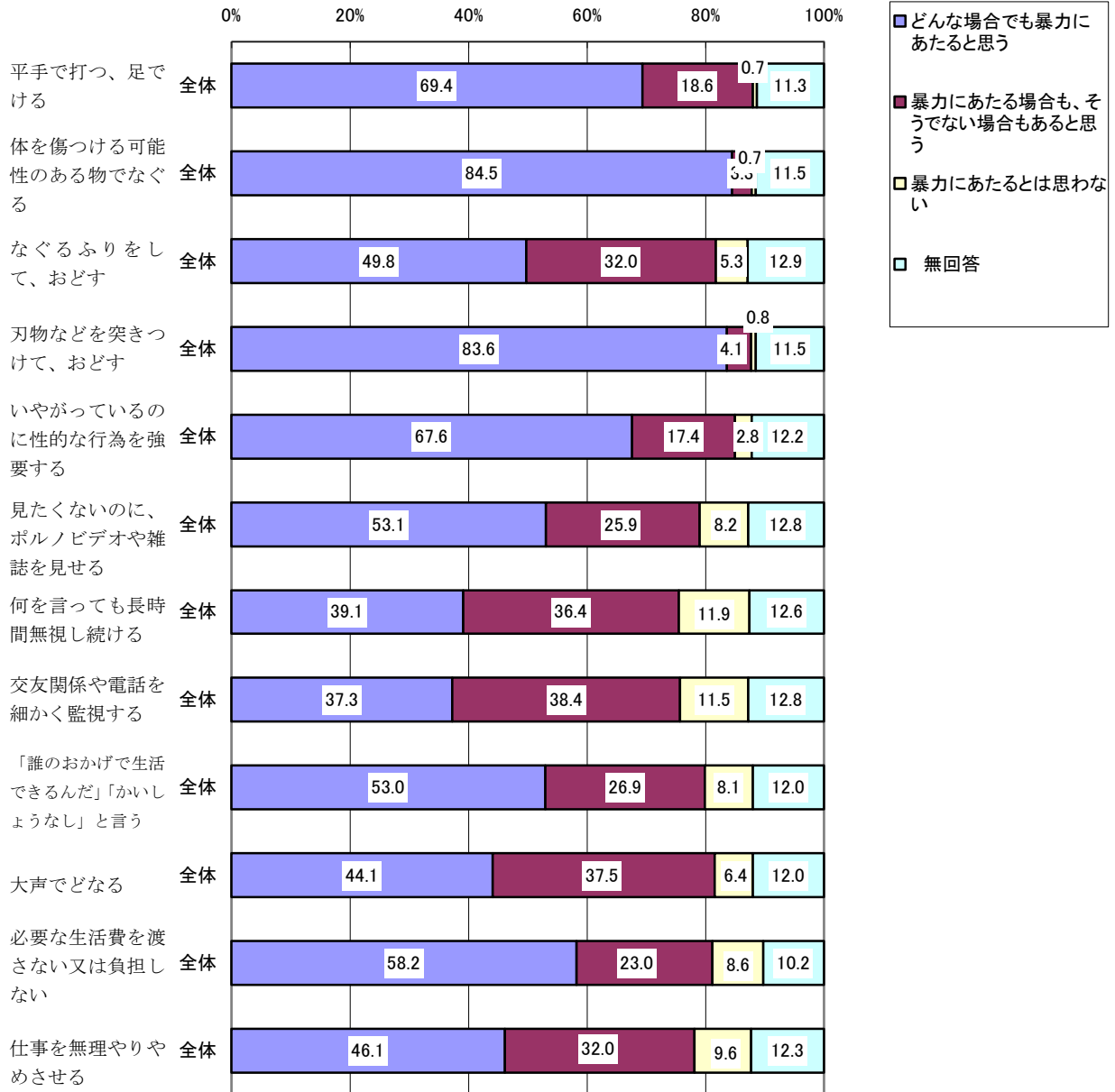
数値目標

◇ DV 被害者のうち「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」  
人の割合

69.5% (現状値) → 50.0% (目標値)

◎配偶者間の暴力と認識される行為

配偶者間で次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思うか聞いたところ、身体的な暴力についてはDVとの認識が高いものの、精神的な嫌がらせ（暴言・監視・無視など）についてはDVとの認識が低いことが伺える。



(平成 22 年度男女共同参画社会に向けての市民意識調査より)

基本目標  
【4】

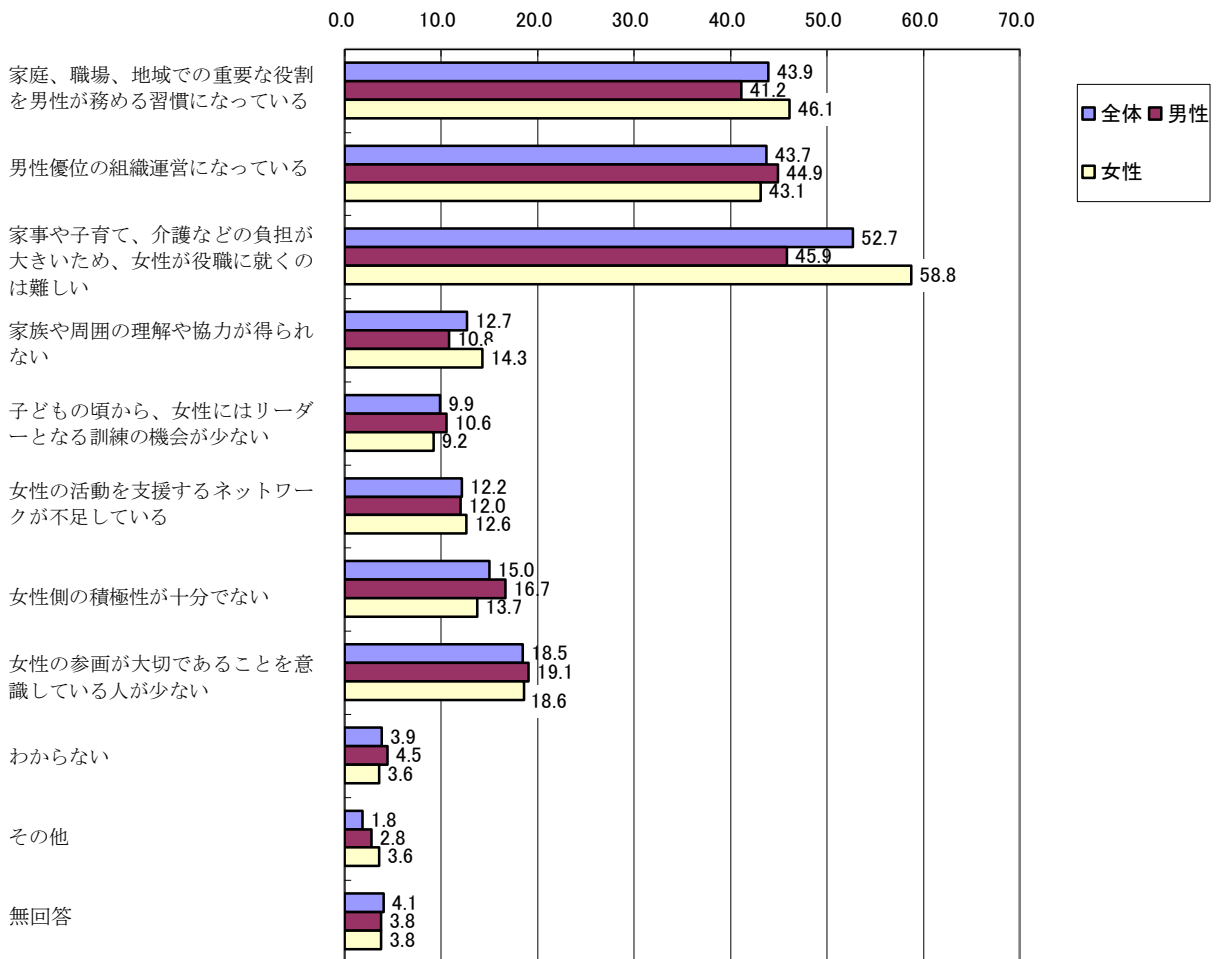
政策・方針決定過程への  
男女の共同参画

男女が共にいきいきと暮らすためには、女性と男性の双方によるさまざまな意見が政策・方針に反映されることが必要です。

しかし、現実には、政策・方針決定の場への女性の参画は十分とはいえません。そこで、市の審議会、職場、地域団体等の政策・方針決定の場において、女性の参画を推進し、広く男女の意見が反映される環境づくりに努めていきます。

◎政策・方針を決定する場に占める女性の割合

政策・方針を決定する場に占める女性の割合が低い理由について聞いたところ、52.7%の方が「家事や子育て、介護などの負担が大きいため、女性が役職に就くのは難しい」と回答している。



(平成22年度男女共同参画社会に向けての市民意識調査より)



## 課題(1)

## 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

女性が政策・方針の決定に参画するためには、男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において参画できる機会を確保する必要があります。しかし、重要な意思決定の場への女性の参画はまだ十分とは言えません。市では政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

## 施策の方向

## 管理職・審議会などへの女性の登用と参画の促進

女性の審議会等への参画、専門知識・技術を有する女性の登用など、多様な人材が活躍することによって女性の政策・方針決定過程への参画が推進するように努めます。また、企業・地域への啓発に努めます。

## 【主な取組】

- ①「入間市審議会等の設置及び運用に関する指針」の周知徹底 [企画課]
- ②専門知識、技術を有する女性の登用促進 [自治文化課]
- ③審議会等の委員の公募の推進 [自治文化課]
- ④審議会等における性別に偏りのない運営の促進 [自治文化課]
- ⑤審議会等開催時における託児支援策の研究 [自治文化課]
- ⑥女性管理職登用の先進事例の紹介 [商工課・自治文化課]
- ⑦企業経営者等を対象とした啓発の実施 [商工課・自治文化課]
- ⑧市民団体等における女性参画拡大の啓発の実施

[自治文化課・生涯学習課]

## 施策の方向

## 女性のエンパワーメントと人材の育成

女性があらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが男女共同参画社会を実現するためには重要です。そこで、市では人材育成の充実、企業・地域への啓発に努めます。

## 【主な取組】

- ①女性リーダー養成講座の充実 [自治文化課]
- ②女性リーダーに関する情報のネットワーク化の検討 [自治文化課]
- ③女性管理職の意見交換の場の提供 [職員課・商工課・自治文化課]
- ④管理職を対象に女性職員育成を目的とした研修の推進 [職員課]
- ⑤管理職を目指す女性を支援するプログラムの検討 [職員課・自治文化課]
- ⑥企業経営者等を対象とした啓発と女性管理職登用の検証と促進

[商工課・自治文化課]

数値目標

◇ 市の審議会に占める女性の割合

24.5%（現状値） → 30.0%（目標値）

◇ 市職員管理職（課長職以上）における女性の割合

4.6%（現状値） → 10.0%（目標値）

## 基本目標 【5】

### 推進体制の充実

「入間市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、男女がその人権を尊重し共に多様な生き方を主体的に選択し、「女と男<sup>ひとひと</sup> 共にかがやき いきいきと」を実践していきける男女共同参画社会の実現を目指し、庁内、市民、事業者、関係機関と連携を取りながら現実的なネットワークの構築を推進していきます。

活動拠点となる「男女共同参画推進センター」では、相談事業や様々な支援、調査研究機能の充実を図り、情報・学習機会の提供、人材の育成・交流を積極的に行い、女性も男性も、高齢者も若い世代もあらゆる層に向けた男女共同参画のための施策を推進していきます。

#### 課題（1）

#### 拠点施設における機能と事業の充実

入間市の男女共同参画を推進するための拠点となるように機能と事業の充実に努めます。


#### 施策の方向

#### 推進センターの機能（相談・情報・学習・交流）の活性化と事業の多様化

様々な学習機会の提供、相談事業の充実を図ると共に情報紙やホームページなどのメディアにより周知し、拠点施設としての機能の充実に努めます。

#### 【主な取組】

- ①さまざまな学習機会及び情報の提供、充実 [自治文化課]
- ②市民提案型協働事業の実施 [自治文化課]
- ③相談事業の充実 [自治文化課]
- ④情報紙の充実 [自治文化課]
- ⑤ホームページ運営の充実 [自治文化課]
- ⑥情報収集・調査研究の充実 [自治文化課]
- ⑦市民・団体などのネットワーク・交流事業の充実 [自治文化課]



課題（2）

庁内推進組織の拡充と計画の管理・評価

本計画の実行性を確保するため庁内推進組織の拡充に努めるとともに事業の進捗状況を管理し、その成果を点検評価します。

施策の方向

庁内推進体制の強化と職員への男女共同参画意識の啓発

庁内の男女共同参画意識の高揚を図るため庁内推進体制を強化するとともに研修などを通して職員への男女共同参画意識の啓発に努めます。

【主な取組】

- ①男女共同参画に関する庁内推進組織の設置、運営 [自治文化課]
- ②市職員への男女共同参画意識調査の実施 [職員課・自治文化課]
- ③市職員への研修の実施 [職員課]

施策の方向

計画の進捗状況分析と管理評価

男女共同参画を推進する事業の進捗状況を調査分析し、評価します。

【主な取組】

- ①推進状況の評価と公表 [自治文化課]
- ②第三者による評価の研究 [自治文化課]
- ③推進センターの事業の実施状況及び利用状況の公表 [自治文化課]



課題（3）

市民・事業者等との連携の推進

市・市民・事業者等が一体となって入間市の男女共同参画を推進するためお互いの連携強化を進めます。

施策の方向

市民・団体・事業者との連携の促進

市民・団体・事業者・関係機関との連携強化を進めます。

【主な取組】

- ①国・県・他市町村・関係機関等との連携強化 [自治文化課]
- ②市民・団体・事業者との連携強化 [自治文化課]

③団体・事業者との交流の場の提供 [商工課・自治文化課]

数値目標

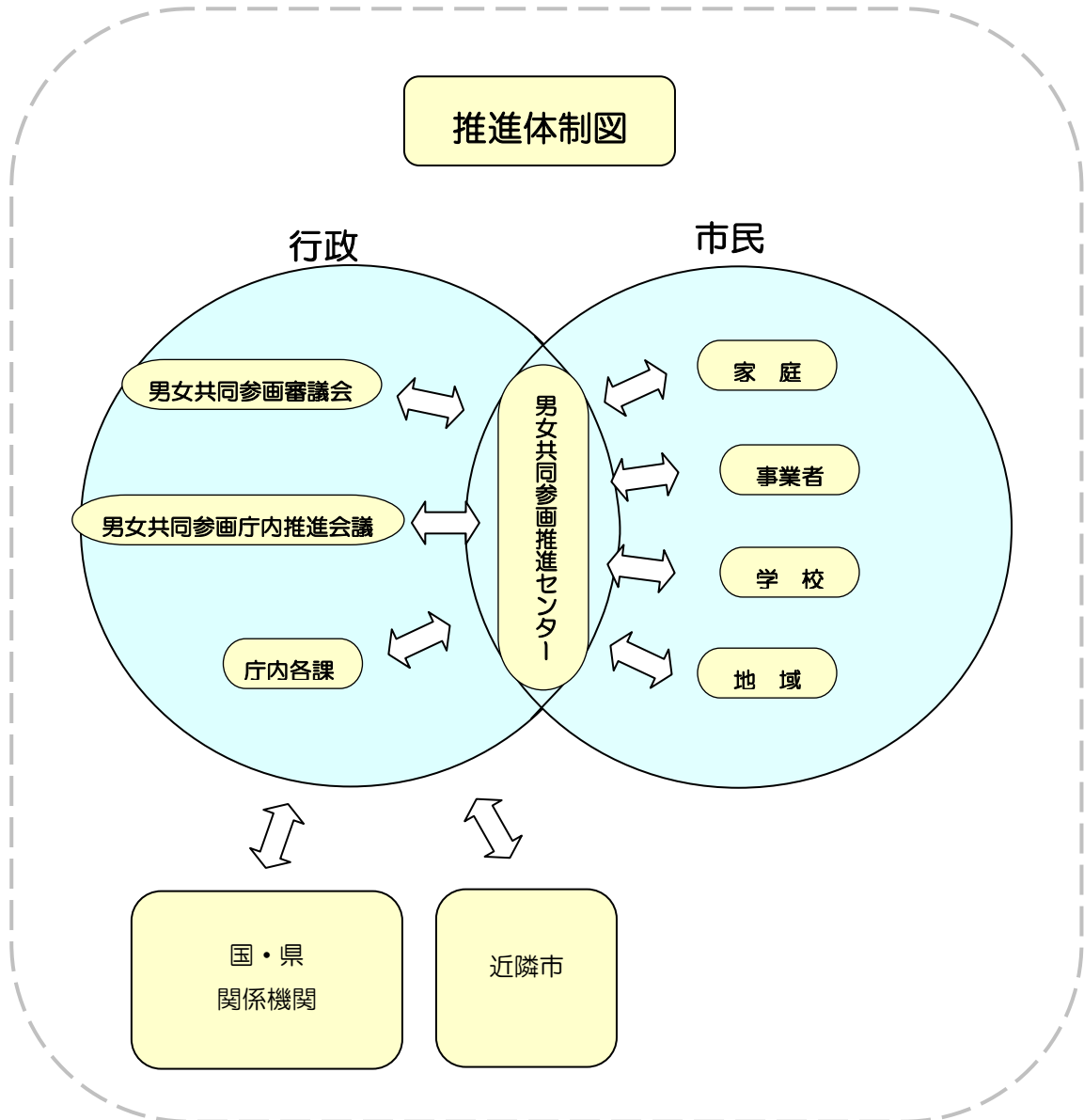
◇ 男女共同参画推進センターの事業の利用者数


5,406人(現状値) → 約10,000人(目標値)

◇ 男女共同参画推進センターを知っている人の割合

5.8%(現状値) → 30.0%(目標値)


推進体制図





「男は仕事、女は家庭」  
など性別により役割を  
決めつけていません  
か？

仕事と家庭生活や地域  
活動などとのバランス  
はとれていますか？



リーダーは男性ばかり  
ということはないです  
か？

女性は男性に従うもの  
という意識を持ってい  
ませんか？

